16　法第十八条第三十項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第四十二号の十九様式による中間検査合格証に、次条において準用する第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

17　法第十八条第三十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第四十二号の十七の二様式による。

18　法第十八条第三十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第四十二号の十九の二様式による。

19　指定確認検査機関が次条において準用する第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第十八条第三十四項の規定による中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

20　法第十八条第三十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十二項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第三十四項の中間検査合格証の交付の日又は次条において準用する第四条の十二の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

21　法第十八条第三十六項に規定する中間検査報告書は、別記第四十二号の十九の三様式による。

22　法第十八条第三十六項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　別記第四十二号の十七様式の第二面から第四面までによる書類

二　確認審査等に関する指針に従つて法第十八条第三十二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

23　第四条の十四第四項の規定は、前項の書類について準用する。

24　法第十八条第三十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第二十六項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、次条において準用する第四条の十六第五項の規定による通知をした日から七日以内とする。

25　法第十八条第三十九項に規定する仮使用認定報告書は、別記第四十二号の二十三の三様式による。

26　法第十八条第三十九項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　別記第四十二号の二十一様式の第二面による書類

二　法第十八条第三十八項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて法第十八条第三十八項第二号の規定による認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

27　第四条の十六の二第四項の規定は、前項の書類について準用する。

第三条第一項第一号及び第三項第一号ロ	別記第十号様式	別記第四十二号の九様式
第三条第二項第一号	別記第十一号様式	別記第四十二号の十様式
第三条第七項	別記第十三号様式	別記第四十二号の十一様式
	別記第十四号様式	別記第四十二号の十二様式
第三条の七第一項第一号	別記第十八号の二様式	別記第四十二号の十二の二様式
第三条の七第三項	別記第十八号の三様式	別記第四十二号の十二の三様式
第三条の九第一項第一号	別記第十八号の四様式	別記第四十二号の十二の四様式
第三条の九第一項第二号	別記第十八号の五様式	別記第四十二号の十二の五様式
第三条の九第三項	別記第十八号の六様式	別記第四十二号の十二の六様式
第三条の九第四項	別記第十八号の七様式	別記第四十二号の十二の七様式
第三条の十一第一項第一号	別記第十八号の八様式	別記第四十二号の十二の八様式
第三条の十一第一項第二号	別記第十八号の九様式	別記第四十二号の十二の九様式
第三条の十一第三項	別記第十八号の十様式	別記第四十二号の十二の十様式
第三条の十一第四項	別記第十八号の十一様式	別記第四十二号の十二の十一様式
第四条第一項	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式
	同法第十二条第一項	同法第十三条第二項
	同条第二項	同条第三項
第四条の二第一項	別記第二十号様式	別記第四十二号の十四様式
第四条の三の二第二項	別記第二十号の二様式	別記第四十二号の十五様式
第四条の四	別記第二十一号様式	別記第四十二号の十六様式
第四条の八第一項	別記第二十六号様式	別記第四十二号の十七様式
第四条の九第二項	別記第二十七号様式	別記第四十二号の十八様式
第四条の十	別記第二十八号様式	別記第四十二号の十九様式
第四条の十六第一項	別記第三十三号様式	別記第四十二号の二十様式
第四条の十六第二項	別記第三十四号様式	別記第四十二号の二十一様式